

令和 5 年 3 月教育委員会定例会議事録（要旨）

- 1 開催日時 令和 5 年 3 月 1 7 日（金）
開会：午後 1 時 閉会：午後 1 時 4 0 分
- 2 開催場所 災害対策本部室
- 3 会議次第
 - 2 月定例会、臨時会議事録承認
 - 教育長報告
 - 議案第 7 号 大津市教育委員会の所属職員の任免について
 - 議案第 8 号 大津市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する規則の制定について
 - 議案第 9 号 大津市教育委員会会議規則の一部を改正する規則の制定について
 - 議案第 1 0 号 大津市個人情報保護法等の施行に関する教育委員会規則の制定について
 - 議案第 1 1 号 教育委員会の権限に属する事務の一部を市長部局の職員に補助執行させることに関する告示について
 - 議案第 1 2 号 平成 2 6 年教育委員会告示第 8 号（口頭による開示請求を行うことができる保有個人情報について）の廃止について
 - 議案第 1 3 号 平成 2 8 年教育委員会告示第 8 号（個人演説会等の施設の設備の程度及び公職の候補者等が納付すべき費用の額の公表について）の一部改正について
 - 議案第 1 4 号 平成 2 8 年教育委員会告示第 8 号（個人演説会等の施設の設備の程度及び公職の候補者等が納付すべき費用の額の公表について）の一部改正について
- 4 出席委員
島崎教育長、壽委員、八田委員、田村委員、周防委員
- 5 事務局出席者
高野教育部長、田中教育部次長、富永教育部次長、青山教育総務課長、駒井同課副参事、佐藤同課主事、山田教職員室長、野村人事課長、堀井幼児教育指導監
- 6 会議を傍聴した者
（1）一般傍聴者 0 人 （2）市政記者等の傍聴者 0 人
- 7 議事の経過 別紙のとおり

(議事の経過)

開会 教育長が3月定例会の開会を宣言

議題の公開／非公開 議案第7号について非公開とすることを決定

2月定例会、臨時会議事録承認 一部修正の上、承認

教育長報告

○議案第7号 大津市教育委員会の所属職員の任免について

【説明】

○青山教育総務課長 本件は、令和5年4月1日付けの人事異動に係る議案である。

今回の人事異動における重点事項としては、不登校対策、教育相談の体制強化を挙げている。昨年度の機構改革において、教育相談センターの名称を教育支援センターに改め、不登校、特別支援教育等子どもが抱える様々な課題について包括的な支援体制を構築したが、更なる支援の拡充に向けて、教育支援ルーム「ウイング」を増設するとともに、教育支援センターの配置職員を増員し、相談・支援体制の強化を図るものとなっている。

行政職の職員の任免について説明

○山田教職員室長 教育職の職員の任免について説明

○野村人事課長 幼稚園教諭の任免について説明

【質疑】 なし

【採決】 可決

○議案第8号 大津市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する規則の制定について

○議案第9号 大津市教育委員会会議規則の一部を改正する規則の制定について

【説明】

○青山教育総務課長 議案第8号、大津市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する規則の制定については、現行全て委員会に諮ってその処理方針を定めることとなっている請願について、一定の要件に該当するものは、その処理方針を定めることを教育長へ委任し、会議の運営や事務の執行の効率化を図ろうとするものである。

具体的には、請願が、公序良俗に反する内容であるとき、1年以内に同趣旨のものがあるとき、政治的又は宗教的中立性を損なうおそれがあるときのいずれかに該当するときは、処理方針の決定を教育長へ委任とするものである。

また、教育長への委任事項については、必要なものについて適宜委員会に報告するとしているが、請願については次の委員会の会議で報告することを明記した。

議案第9号、大津市教育委員会会議規則の一部を改正する規則の制定については、請願について見直しを行う中で、請願書に押印が必須となっていることが、全庁的に押印廃止を進めていることとの整合性が図れていないことから、署名がある場合には押印を不要とするよう規定を改めるものである。

【質疑】 なし

【採決】 可決

- 議案第 1 0 号 大津市個人情報保護法等の施行に関する教育委員会規則の制定について
- 議案第 1 1 号 教育委員会の権限に属する事務の一部を市長部局の職員に補助執行させることに関する告示について
- 議案第 1 2 号 平成 2 6 年教育委員会告示第 8 号（口頭による開示請求を行うことができる保有個人情報について）の廃止について

【説 明】

○青山教育総務課長 3つの議案は、個人情報の保護に関する法律が改正され、地方自治体にも法が適用されることとなり、大津市個人情報保護条例が廃止されたため、同条例に基づき定めていた規則及び告示を廃止し、新たに法に基づく事務の執行についての規則の制定及び告示を行うものである。

個人情報の保護に関する法律は、これまでは国の機関や民間事業者に適用されており、地方公共団体については、それぞれ条例を制定し、それぞれの条例により制度を運用していたが、今般、地方公共団体にも法が適用されることとなり、全国統一のルールや解釈により、制度が運用されることとなる。

大きな枠組みとしては、このような変更があるが、実務レベルのこととなると、個人情報の収集や提供の制限、開示請求等については、個人情報保護条例においても、個人情報保護法においても類似した規定となっているため、条例が廃止され、法の適用を受けることとなっても、事務の内容が大きく変わるということはない。

議案第 1 0 号、大津市個人情報保護法等の施行に関する教育委員会規則の制定については、個人情報保護法、同法の施行について定めた大津市個人情報保護法施行条例の施行について、市長が制定する大津市個人情報保護法等施行細則の例による、と定め、現行の大津市個人情報保護条例の施行に関する教育委員会規則を廃止するものである。

議案第 1 1 号、教育委員会の権限に属する事務の一部を市長部局の職員に補助執行させることに関する告示については、個人情報の開示請求等について、開示請求書の受付等の 5 つの事務を、これまでどおり市長部局の市政情報課の職員にさせるため、事務の根拠を個人情報保護条例としている現行の告示を廃止し、事務の根拠を個人情報保護法とした新たな告示を行うものである。

議案第 1 2 号、平成 2 6 年教育委員会告示第 8 号（口頭による開示請求を行うことができる保有個人情報について）の廃止については、文書により行うこととなっている個人情報の開示請求について、口頭により開示請求ができる特例を定めた大津市個人情報保護条例の規定に基づく告示を、条例の廃止に伴い廃止するものである。なお、個人情報保護法には口頭により開示請求ができる旨の規定はないため、本件告示に替わる告示はない。

【質 疑】 なし

【採 決】 可決

- 議案第 1 3 号 平成 2 8 年教育委員会告示第 8 号（個人演説会等の施設の設備の程度及び公職の候補者等が納付すべき費用の額の公表について）の一部改正について
- 議案第 1 4 号 平成 2 8 年教育委員会告示第 8 号（個人演説会等の施設の設備の程度及び公職の候補者等が納付すべき費用の額の公表について）の一部改正について

【説 明】

○青山教育総務課長 議案第 1 3 号、平成 2 8 年教育委員会告示第 8 号（個人演説会等の施設の設備の程度及び公職の候補者等が納付すべき費用の額の公表について）の一部改正については、公職選挙法施行令に基づき公表している個人演説会等の会場となる施設の設備の程度

について、変更が生じている施設に係る規定を整備するものである。

幼稚園 7 施設、小中学校 5 0 施設、公民館 9 施設の合計 6 6 施設において変更が生じており、その主な内容は、照明設備のうち水銀灯や白熱灯の全部又は一部が L E D 灯となっているものである。

告示日は、滋賀県議会議員一般選挙の告示日に合わせて令和 5 年 3 月 3 1 日とする予定である。

議案第 1 4 号については、議案第 1 3 号と同じ告示の改正となる。

改正の内容は、堅田公民館及び下阪本公民館がコミュニティセンターへ移行し、教育委員会が管理する施設ではなくなることから、本件告示からは削除するものである。市長においても本件と同様の告示をしており、堅田及び下阪本については、コミュニティセンターとして市長の告示に追加されることとなる。

コミュニティセンターへの移行日が令和 5 年 4 月 1 日であることから、議案第 1 3 号とは別に、令和 5 年 4 月 1 日に告示を行うものとなる。

【質 疑】

- 田村委員 確認だが、個人演説会等の施設の設備の程度及び公職の候補者等が納付すべき費用の額の公表についてとなっているうちの、納付すべき費用の額についてはどこに記載があるのか。
- 佐藤教育総務課主事 本告示の第 1 項が施設の設備の程度の表で、第 2 項に納付すべき費用の額の規定がある。今回は第 2 項については改正がないため、議案書には記載していない。

【採 決】 可決

閉会 教育長が 3 月定例会の閉会を宣言